

第584号

横浜市報

発行日

5日
15日
25日横浜市中区港町1丁目1番地
発行所
横浜市役所

目 次

【条 例】

△市長、助役及び収入役に対する期末手当の特例に関する条例	307
△横浜市協働の森基金条例	308
△公立大学法人横浜市立大学への職員の引継ぎに関する条例	308
△横浜市職員定数条例の一部を改正する条例	308
△横浜市手数料条例の一部を改正する条例	308
△横浜市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例	310
△横浜市青少年施設条例の一部を改正する条例	311
△横浜市地区センター条例の一部を改正する条例	313
△横浜市公会堂条例の一部を改正する条例	316
△横浜市市民活動推進条例の一部を改正する条例	317
△横浜市市民文化会館条例の一部を改正する条例	318
△横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例	319
△横浜市市民ギャラリー条例の一部を改正する条例	320
△横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例	320
△横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例	321
△横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例の一部を改正する条例	321
△横浜市在宅心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例	321
△横浜市斎場条例の一部を改正する条例	321
△横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例	322
△横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例	322
△横浜市消費生活総合センター条例の一部を改正する条例	323
△横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の一部を改正する条例	324
△横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例	324
△横浜市火災予防条例の一部を改正する条例	325
△横浜市教育文化センター条例の一部を改正する条例	325
【規 則】	
△横浜市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	327
△横浜市災害対策従事職員被服貸与規則の一部を改正する規則	327
△横浜市工事安全管理規則の一部を改正する規則	328
△横浜市青少年交流センター管理規則等の一部を改正する規則	328
△横浜市行政サービスコーナー規則の一部を改正する規則	335
△横浜市本人確認情報等保護審議会規則の一部を改正する規則	335

△横浜市市民活動推進条例施行規則の一部を改正する規則… 335
 △横浜市市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則… 335
 △横浜美術館条例施行規則の一部を改正する規則…………… 338
 △横浜市児童福祉施設入所者等の措置費等の徴収に関する規則の一部を改正する規則…………… 338

△横浜市老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則… 340
 △横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 342

△横浜市消費生活総合センター条例施行規則の一部を改正する規則…………… 345
 △横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 348

△横浜市動物園条例施行規則の一部を改正する規則…………… 348
 △横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 348

△横浜市港湾施設使用条例施行規則の一部を改正する規則… 348
 △横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則… 349

△横浜市老松会館条例施行規則を廃止する規則…………… 349
 △横浜市農と緑のふれあいセンター条例施行規則を廃止する規則…………… 349

【告 示】

△横浜こども科学館の臨時休館…………… 350
 △西区における住居表示の実施に伴う町区域の設定、変更及び廃止の案…………… 350

△身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… 352
 △横浜国際港都建設計画地区計画の決定…………… 353

△横浜国際港都建設計画交通広場の変更…………… 355
 △横浜国際港都建設計画地区計画の変更…………… 355

△車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法…………… 356

△自転車等放置禁止区域の変更…………… 357
 △公共下水道の供用開始…………… 363

△終末処理場による下水の処理開始…………… 363
 △横浜市港湾施設使用条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正…………… 364

△横浜市報の購読料の廃止…………… 365

【公 告】

△廃物の認定…………… 365

△行政不服審査法に基づく公示送達…………… 365

△男女共同参画センターの指定管理者の指定…………… 365

△横浜市民ギャラリーあざみ野の指定管理者の指定…………… 366

△環境影響評価書の縦覧…………… 366

△ 緑地協定の認可…………… 366

△ 同…………… 366

△ 同…………… 366

△ 緑地協定書の縦覧…………… 367

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

横浜市長 中田 宏

横浜市規則第34号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第1節 地下水の水質の浄化対策（第54条－第56条）」
を

「第1節 地下水の水質の浄化対策（第54条－第56条）

第1節の2 土壤の汚染の防止等（第56条の2－第56条の8）」
に、

「第3節 自動車の駐車時における原動機の停止等（第87条・第88条）」
を

「 第3節 自動車の駐車時における原動機の停止等（第87条・
第88条）

第8章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減（第88条
の2－第88条の6）」
に改める。

第24条中「、当該指定事業所が行おうとする変更の内容に関して配慮した内容（条例第16条第1項第6号に掲げる事項については、環境配慮書を提出する時点における内容）を」を削る。

第29条中「環境保全局公害対策部環境管理課」を「環境創造局環境保全部環境管理課」に改める。

第33条第2項第2号中「年2回以上」の次に「（別表第1の50の項に掲げるガス発生炉のうち燃料電池用改質器（以下「燃料電池用改質器」という。）にあっては、5年に1回以上）」を、「1回以上」の次に「（燃料電池用改質器にあっては、5年に1回以上）」を、「常時」の次に「（燃料電池用改質器にあっては、5年に1回以上）」を加え、同項第5号イ(ア)及びイ(イ)中「53の項」の次に「、54の項（燃料電池用改質器に限る。）」を加え、「年1回」を「5年に1回」に改める。

第35条中「第28号」を「第27号」に改める。

第42条を次のように改める。

（化学物質の管理状況等に係る報告）

第42条 条例第42条に規定する規則で定める事業所は、次に掲げる事業所とする。

(1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第5条第2項の届出に係る事業所（届出に係る事業所であったものを含む。）

(2) その他市長が特に必要と認める事業所

2 条例第42条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定に基づき主務大臣に届け出た事項を除く。）とする。

- (1) 化学物質に係る管理状況及び取扱状況
- (2) 化学物質に係る排出量及び移動量
- (3) 化学物質に係る受入量、保管量、使用量及び出荷量
- (4) 前2号に掲げるものの削減の対策又は計画
- (5) 災害又は事故による化学物質の漏出時の状況及び措置
- (6) その他市長が必要と認める事項

第51条第1項に次の1号を加える。

- (6) 音楽・映像記録物販売業

第53条第1項に次の2号を加える。

- (6) 音楽・映像記録物販売業

- (7) 小売業

第6章第1節の次に次の1節を加える。

第1節の2 土壤の汚染の防止等

（土壤汚染有害物質の使用状況等の記録の管理等）

第56条の2 条例第65条の3第1項に規定する規則で定める物質は、第34条第2項第1号から第25号まで及び第27号に掲げる物質（同項第5号に掲げる物質にあっては六価クロム化合物、同項第27号に掲げる物質にあってはダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設（以下「ダイオキシン類特定施設」という。）を設置する事業所が発生させ、又は排出するものに限る。第56条の4第1号において同じ。）とする。

2 条例第65条の3第1項の規定による調査は、次項に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を行うものとし、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。

3 条例第65条の3第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土壤汚染有害物質使用事業所の敷地の利用の状況の概要

- (2) 土壤汚染有害物質使用事業所の敷地の造成の状況の概要

- (3) 事業活動の概要

(4) 土壤汚染有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況（ダイオキシン類にあっては、ダイオキシン類特定施設の種類、使用時間、使用期間及び使用状況）

(5) ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項及び第2項の規定に基づく測定結果

(6) 施設（ダイオキシン類にあっては、ダイオキシン類特定施設。以下この項において同じ。）の破損、事故等による土壤汚染有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量

(7) 土壤汚染有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路

(8) 排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所

(9) 土壤汚染有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量

(10) 施設撤去時において土壤汚染有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所

- (11) 地形、地質等の概要

- (12) その他市長が特に必要と認める事項

（土壤汚染有害物質使用事業所の廃止時等の調査）

第56条の3 条例第65条の4第1項の規定による調査は、前条第3項に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現

場の踏査その他の必要な調査を行うものとする。

2 条例第65条の4第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土壌汚染有害物質使用事業所の名称及び所在地
- (3) 土壌汚染有害物質使用事業所を廃止し、土壌汚染有害物質使用地の一部の使用を廃止して譲渡し、若しくは貸与し、又は借り受けた土地に土壌汚染有害物質使用事業所を設置していた場合において当該土壌汚染有害物質使用地の一部の使用を廃止して返還すること（以下「土壌汚染有害物質使用事業所の廃止等」という。）の理由
- (4) 土壌汚染有害物質使用事業所の廃止等をしようとする者の連絡先
- (5) 土壌汚染有害物質使用事業所の廃止等をしようとする年月日
- (6) 条例第65条の3第1項の規定による記録
- (7) その他市長が特に必要と認める事項
(土壌汚染有害物質使用地土壤等調査)

第56条の4 条例第65条の4第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 表層の土壌の調査を実施し、土壌汚染有害物質による汚染の状況について次に掲げる調査を実施すること。

ア 第34条第2項第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第23号から第25号までに掲げる物質については、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）第1に規定する環境基準により確認する調査及び土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第18条第2項に規定する基準により確認する調査（土壌汚染対策法第3条第1項又は第4条第1項に基づく土壌調査が行われた土地であって、当該土壌調査の行われた日以後に当該土地において当該土壌調査の対象となった土壌汚染有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管していない場合にあっては、当該土壌調査の対象となった土壌汚染有害物質に係るものを除く。）

イ 第34条第2項第3号、第8号及び第19号から第21号までに掲げる物質については、土壌の汚染に係る環境基準について第1に規定する環境基準により確認する調査（土壌汚染対策法第3条第1項又は第4条第1項に基づく土壌調査が行われた土地であって、当該土壌調査の行われた日以後に当該土地において当該土壌調査の対象となった土壌汚染有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管していない場合にあっては、当該土壌調査の対象となった土壌汚染有害物質に係るもの）を除く。）

ウ 第34条第2項第27号に掲げる物質については、環境庁告示第68号第1に規定する環境基準により確認する調査

(2) 第34条第2項第9号から第18号まで及び第22号に掲げる物質については、表層の土壌のガス調査（土壌汚染対策法第3条第1項又は第4条第1項に基づく土壌調査が行われた土地であって、当該土壌調査の行われた日以後に当該土地において当該土壌調査の対象となった土壌汚染有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管していない場合にあっては、当該土壌調査の対象となった土壌汚染有害物質に係るもの）を除く。）

(3) 第1号に掲げる調査の結果、土壌汚染有害物質による土壤の

汚染が確認された場合、又は前号に掲げる調査の結果、下層の土壌に土壌汚染有害物質による汚染のおそれがあると認められる場合には、ボーリング調査を実施し、下層の土壌の土壌汚染有害物質による汚染の状況について同号に掲げるそれぞれの基準により確認する調査を実施すること。

- (4) 前3号の調査の結果、土壌汚染有害物質による土壌の汚染により帶水層に汚染のおそれがあると認められる場合には、地下水の汚染状況の調査を実施すること。
- (5) その他市長が特に必要と認める調査を実施すること。
(土壌汚染に係る基準)

第56条の5 条例第65条の4第4項に規定する規則で定める土壌汚染に係る基準は、前条第1号に掲げる基準とする。

（土壌汚染有害物質使用地における土地の形質の変更の届出）

第56条の6 条例第65条の5第1項の規定による調査は、第56条の3第1項に定めるところにより行うものとする。

2 条例第65条の5第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土壌汚染有害物質使用地の位置及び区域
- (3) 土壌汚染有害物質使用地に設置されている又は設置されている土壌汚染有害物質使用事業所の名称
- (4) 土地の形質の変更後の土壌汚染有害物質使用地の利用計画
- (5) 条例第65条の3第1項の規定による記録
(周知計画の作成)

第56条の7 条例第65条の6第1項に規定する規則で定める者は、土壌汚染対策法第9条第1項に規定する者とする。

2 条例第65条の6第1項に規定する周知計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土壌汚染有害物質使用地の位置及び区域
- (3) 土壌汚染有害物質使用地に設置されている又は設置されている土壌汚染有害物質使用事業所の名称
- (4) 周知の予定期間
- (5) 周知の方法
- (6) 周知の対象
- (7) 周知する土壌汚染対策計画の概要
(汚染状況等の公表)

第56条の8 条例第65条の7第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土壌の調査を実施した土地の住所
- (2) 土壌の調査を実施した土地の概況
- (3) 土壌の汚染状況及び土壌汚染有害物質の名称
- (4) 地下水の汚染状況の調査を実施した場合にあっては、地下水の汚染の状況及び土壌汚染有害物質の名称
- (5) 土壌が汚染されている場合にあっては、対策の内容

第59条第2号を次のように改める。

- (2) 前号の調査の結果を踏まえ、ボーリング調査を実施し、下層の土壌の特定有害物質による汚染の状況について第56条の4第1号イに掲げる基準により確認する調査を実施すること。

第62条第2項中「第73条第1項第2号」を「第73条第1項第3号

」に改める。

第68条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) ガスターピンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が1時間当たり50リットル未満であるもので、原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるもの

第83条第1号中「及び」を「並びに」に改め、「規定により」の次に「平成17年基準排出ガス75パーセント低減レベルの基準に適合すると認定された自動車、平成17年基準排出ガス50パーセント低減レベルの基準に適合すると認定された自動車及び」を加える。

第84条第1項中「二輪自動車」の次に「及び被けん引車」を加え、同条第2項中「(以下「普通自動車」という。)」を削る。

第85条第1項中「及び道路運送車両法施行規則第2条に規定する小型自動車(二輪自動車及び被牽引車を除く。以下「小型自動車」という。)」を「又は小型自動車(道路運送車両法施行規則第2条に規定する普通自動車又は小型自動車(二輪自動車及び被けん引車を除く。)をいう。以下同じ。)」に改める。

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減

(特定建築物の要件)

第88条の2 条例第141条の4第1項に規定する規則で定める要件は、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が、5,000平方メートルを超えるものとする。

(建築物環境配慮計画の届出)

第88条の3 条例第141条の4第1項の規定による届出は、特定建築物の建築に係る工事に着手する予定日の21日前までに行うものとする。

(建築物環境配慮計画の公表)

第88条の4 条例第141条の4第2項(条例第141条の5第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により公表する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定建築物の名称及び所在地
- (2) 特定建築物の概要
- (3) 特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第141条の4第2項又は第141条の6第2項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を、まちづくり調整局指導部建築指導課に備え置くことのほか、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(建築物環境配慮計画の変更の届出)

第88条の5 条例第141条の5第1項の規定による届出は、条例第141条の4第1項第1号又は第2号に掲げる事項を変更しようとするときは変更後速やかに、同項第3号又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは当該届出に係る変更後の工事に着手する予定日の15日前までに、行うものとする。

(工事完了の届出)

第88条の6 条例第141条の6第1項の規定による届出は、当該特定建築物の建築に係る工事が完了した日から15日内に行うものとする。

2 条例第141条の6第2項の規定により公表する内容は、第88条の4第1項各号に掲げる事項及び工事完了年月日とする。

第94条中「環境保全局長又は環境事業局長」を「環境創造局長、

資源循環局長又はまちづくり調整局長」に改める。

附則第12項中「ダイオキシン類対策特別措置法に規定する大気基準適用施設が設置された事業所」の次に「(施行日以後に同法に規定する大気基準適用施設が設置された事業所を除く。)」を加え、「施行日前に同法に規定する大気基準適用施設が設置された事業所」を「当該事業所」に改める。

別表第1の49の項施設の欄第1号中「ガスターピン」の次に「(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。)」を加え、同表の51の項作業の内容の欄第1号中「(19)」を「(23)」に改め、同欄第2号中「(16)まで」の次に「及び(20)から(23)まで」を加え、同項施設の欄に次の4号を加える。

(20) コンベア施設(鉱物、土石又はがれき類の移送の用に供するもので、ベルトの幅が75cm以上であるもの(密閉式のものを除く。)及びバケットの内容積が0.03m³以上であるもの(密閉式のものを除く。)に限る。)

(21) ディーゼルエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。)

(22) ガスエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であるものに限る。)

(23) ガソリンエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であるものに限る。)

別表第1の66の項施設の欄に次の3号を加える。

(5) ディーゼルエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。)

(6) ガスエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であるものに限る。)

(7) ガソリンエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であるものに限る。)

別表第4の2の(1)の表中「炭化水素系物質」を「炭化水素系特定物質」に改める。

別表第7中

「平成12年1月15日前に設置されたもの」

を

「平成12年1月15日前に設置されたもの
(同日前から設置の工事がされているものを含む。)」

に、「乾き排ガス量」を「乾き排出ガス量」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 1 ダイオキシン類の濃度の測定は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号)第2条に定める方法による。

2 廃棄物焼却炉(火格子面積が2m²以上又は焼却能力が1時間当たり200kg以上のものに限る。)及び製鋼の用に供する電気炉(鉄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除き、変圧器の定格容量が1,000kVA以上のものに限る。)のうち、平成9年12月2日以後平成12年1月15日前に設置の工事が着手されたものにあっては、平成12年1月15日以後に設置されたものの規制基準を適用する。この場合において、廃棄物焼却炉に適用される規制基準は、乾き排出ガス量の規定にかかわらず、焼却能力によ

る区分に基づく許容限度を適用する。

別表第8の1の備考3(1)アの表中

6	金属加熱炉		昭和52年8月1日以後	1.0
			昭和52年8月1日前	1.75
7	ガラス溶融 炉		平成7年9月1日以後	4.0
			平成7年9月1日前	9.0
8	その他の施 設		平成15年4月1日以後	0.49
			平成15年4月1日前	1.0

を

6	金属加熱炉	間接加熱 方式以外 のもの	昭和52年8月1日以後	1.0
		間接加熱 方式のも の		1.75
			昭和52年8月1日前	1.75
7	ガラス溶融 炉		平成7年9月1日以後	4.0
			平成7年9月1日前	9.0
8	骨材乾燥炉		平成15年4月1日以後	0.84
			平成15年4月1日前	1.0
9	1~8以外 の施設		平成15年4月1日以後	0.49
			平成15年4月1日前	1.0

に改め、別表第8の1の備考4(1)アの表8の項施設の種類の欄中「その他の」を「1~7以外の」に改める。

別表第10備考中「環境保全局長」を「環境創造局長」に改める。

第3号様式（注意）2及び第8号様式（注意）2中「環境保全局長」を「環境創造局長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定中

「第3節 自動車の駐車時における原動機の停止等（第87条・第88条）」

を

「 第3節 自動車の駐車時における原動機の停止等（第87条・第88条）」

第8章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減（第88条の2—第88条の6）」

に改める部分及び第8章の次に1章を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書の指定の施行の日から起算して21日を経過するまでの間に特定建築物の建築に係る工事の着手を予定している特

定建築主に対するこの規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第88条の3の規定の適用については、同条中「特定建築物の建築に係る工事に着手する予定の日の21日前までに」とあるのは、「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成17年3月横浜市規則第35号）の施行後、速やかに」と読み替えるものとする。

横浜市消費生活総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

横浜市長 中田 宏

横浜市規則第35号

横浜市消費生活総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市消費生活総合センター条例施行規則（昭和49年6月横浜市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（指定申請書の提出等）

第3条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第4条の2第2項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) センターの管理に関する業務の収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用の許可」を「利用の許可」に、「使用許可申請書（別記様式）」を「利用許可申請書（第2号様式）」に改め、同条第2項中「使用許可申請書」を「利用許可申請書」に、「使用しようとする」を「利用しようとする」に改める。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（利用料金の減免）

第5条 条例第7条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 本市が主催し、又は共催する条例第2条第1号から第5号までに掲げる事業に利用する場合 利用料金の全額

(2) その他市長の承認を得て管理受託者が定める場合 市長の承認を得て管理受託者が定める額

（利用料金の返還）

第6条 条例第8条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 利用者の責めに帰することができない事由により条例第3条第4号に掲げる施設の利用ができなくなった場合 既納の利用料金の全額

(2) 条例第3条第4号に掲げる施設の利用者が利用日の7日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の5割相当額